特別強化選手支援事業実施要項

1. 趣旨

トップレベルの競技成績を有する本県の優秀な選手のさらなるレベルアップを図り、オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会など、国内外のトップレベルの大会で活躍する選手の育成を支援します。

2. 補助対象

【※別紙 特別強化選手支援事業対象経費一覧も併せて参照してください。】

- (1)特別強化選手(以下、「特別選手」という)が強化練習、合宿、遠征、全国又は国際大会に参加するための旅費
 - ・大会等は特に指定しません。 大学、企業等への練習に参加する場合等の旅費も対象になります。
- (2) 特別選手が参加する強化練習、合宿、遠征等に引率する指導者の旅費
 - ・対象は、原則として監督、コーチ、又は引率責任者等として引率する者とします。
- (3)特別選手が使用する競技用具に係る経費(但し、強化費の20%を乗じた額を上限とします)
- (4) 特別選手が参加する強化練習、合宿等に使用する会場等使用料 (トレーニング施設の利用料も対象とします。)
 - ・特別選手を含む団体で使用する場合も対象経費としますが、回数は2回までに限ります。
- (5) その他特別選手の競技力向上に資する経費
 - ・特別選手の強化を目的に、県外からの選手及び引率者(監督等)、講師等の招聘も対象とします。 なお、招聘に係る旅費の規定は別紙対象経費一覧と同様になります。
 - ・特別選手が用いる競技用具等の修繕費も対象とします。
 - *修繕費の内容は、事前に事務局と協議をしてください。

*補助対象経費は、あくまでも、強化を目的とした経費になります。趣旨をご理解のうえ、適正な執行をお願いします。

3. 事務処理

- ○事業報告書の提出
 - ・別紙「平成30年度特別強化選手支援事業報告書綴り」は、所定の様式に必要事項を記入し、証拠書類等を揃えたうえで、提出をお願いします。
 - ・報告書の提出は、原則として、特別選手ごとに作成していただくことになりますが、特別選手が複数 名いる場合は、競技単位、チーム単位で報告いただいてもかまいません。
 - ・報告書提出の際は、各競技団体でまとめていただき、提出をお願いします。なお、報告書の鑑文については、別紙の例に従って、競技団体でまとめたもの1部を作成し、提出して下さい。
 - ・本事業の問い合わせや取りまとめなどの執行管理を行っていただける窓口担当者の配置をお願いします。(成年の場合は、特別選手ご本人でもかまいません。高校生以下については、顧問や監督を必ず担当者としてください。)

◆「平成30年度特別強化選手支援事業」に係る様式のデータについては、高知県体育協会ホームページより ダウンロードできますので、そちらをご利用ください。

~今後の手続きについて~

- ① 補助金交付決定通知(→(公財)高知県体育協会より関係団体を通じて通知)
- ② 概算払請求書の提出 (→ (公財) 高知県体育協会に提出)
- ③ 強化費の振込 (→ (公財) 高知県体育協会→関係団体→本人又は担当者)
- ④ 強化事業の実施
- ⑤ 報告書の整理 (→領収書等を整理し、報告書を作成)
- ⑥ 報告書の提出(→整理した報告書を提出)*報告書については、競技団体でまとめて提出して下さい。

4. 実績報告書の提出

事業完了の日から30日以内、又は、当該年度の3月31日までのいずれか早い日に、実績報告書を公益財団法人高知県体育協会まで提出して下さい。

*事業が完了した段階で、速やかに報告書を提出していただくようご協力をお願いします。